

大阪府青少年健全育成条例施行規則

一部改正

昭和五十九年十月二十二日	規則第七十八号
平成四年三月六日	規則第六号
平成六年七月一日	規則第五十六号
平成九年九月二十四日	規則第七十五号
平成十二年三月二十四日	規則第七十七号
平成十五年四月三十日	規則第七十七号
平成十五年六月二十日	規則第八十四号
平成十七年十一月十一日	規則第一六七号
平成十九年十一月二十六日	規則第一一八号
平成二十一年二月二十三日	規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主規制の規約等に係る届出事項)

第二条 条例第十条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 自主規制対象業者が条例第十条第一項に規定する協定を締結した場合にあつては、当該協定に参加した自主規制対象業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 自主規制対象業者の組織する団体が条例第十条第一項に規定する規約を設定した場合にあつては、当該団体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名

(三) 自主規制の規約等に参加している自主規制対象業者（以下「自主規制参加業者」という。）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）並びに主たる事務所の所在地及び電話番号

(四) 自主規制参加業者の営業所の名称、所在地及び電話番号（自動販売機等）（条例第十九条第一項に規定する自動販売機等を含む。）以下同じ。）により図書類等の販売又は貸付けを行う場合にあつては、当該自動販売機等の設置場所

(五) 自主規制の規約等の内容及び実施年月日

第三条 条例第十条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

(一) 自主規制の規約等を締結し、又は設定した場合 自主規制の規約等設定（締結）届出書（様式第一号）

(二) 自主規制の規約等の届出に係る事項を変更した場合 自主規制の規約等変更届出書（様式第二号）

(三) 自主規制の規約等を廃止した場合 自主規制の規約等廃止届出書（様式第三号）

2 前項の書類の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。

(有害な図書類の指定の基準)

第四条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(一) 陰部、陰毛若しくはでん部を露出しているもの（これらが露出と同程度の状態であるものを含む。）又はこれらを強調しているもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

(二) 全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での自慰の姿態又はこれらの状態での女性の排せつの姿態を露骨に表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

(三) 異性間若しくは同性間の性行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現するもの又はこれらの行為を容易に連想させるもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

(四) 変態性欲に基づく行為又は近親相かん、乱交等の背徳的な性行為を露骨に表現するものであること。

(五) 二つかんその他のりょう辱行為を表現するものであること。

(六) 青少年に対し明らかに卑わいな、又は扇情的な感じを与える表現が文字又は音声によりなされているものであること。

2 条例第十三条第一項第一号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(一) 殺人、傷害若しくは暴行（動物を殺し、傷つけ、又は殴打する行為を含む。）又はこれらの行為による肉体の苦痛を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。

(二) 殺人、傷害、暴行等の暴力的な行為を賛美し、又は扇動するような表現をするものであること。

3 条例第十三条第一項第三号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(一) 殺人、傷害、暴行、窃盗その他の刑法法令に触れる行為を行うようそのかすような表現をするものであること。

第五条 条例第十三条第二項第一号及び第二号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(一) 全裸又は半裸での卑わいな姿態で、次に掲げるもの（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。）

イ 陰部又は陰毛を露出し、又は強調した姿態

ロ でん部を露出し、又は強調した姿態

ハ 自慰の姿態

ニ 女性の排せつの姿態

ホ 陰部、胸部またはでん部へのせつばん又はこれらへの愛ぶの姿態

(二) 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるもの（陰部又は陰毛を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしている場合を含む。）

イ 性交又は性交を明らかに連想させる行為

ロ サディズム又はマゾヒズムによる性行為

ハ 二つかん若しくは二つかんを明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為

(団体指定の公示)

第六条 条例第十三条第二項第三号の規定による指定は、当該団体の名称及び住所並びに当該団体が図書類について青少年の閲覧、視聴又は聴取を不相当と認めた場合においてその旨を一般に周知させる方法を公示することにより行う。

(有害な図書類の指定及び指定の取消しに係る公示事項)

第七条 条例第十三条第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 図書類の種類
 - (二) 図書類の題名
 - (三) 発行し、又は制作した者の氏名又は名称
 - (四) 発行年月日又は制作年月日
 - (五) 指定又は指定の取消しの理由
- (有害図書類の区分陳列の方法)
- 第八条 条例第十五条第一項の規則で定める方法は、次項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。
- (一) 青少年を自由に出入りさせないための間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、条例第十四条第一項に規定する有害図書類（以下「有害図書類」という。）を陳列すること。
- (二) ビニール包装、ひも掛けその他これらに準ずるものとして知事が認める方法により有害図書類を容易に閲覧できない状態にし、次のイからニまでのいずれかに掲げる方法により陳列すること。
- イ 有害図書類以外のものを陳列する棚と六十センチメートル以上離して設置した棚その他これに準ずるものとして知事が認める方法により設置した棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。

口 有害図書類から十センチメートル以上張り出す仕切り板（透けて見えない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 八 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。

二 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐する場所から五メートル以内であり、当該者が直接見て監視することができる場所に、有害図書類をまとめて陳列すること。

(三) 図書類の販売若しくは貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることに従事する者が常駐するカウンターの上又は内部に図書類を購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴しようとする者が図書類に直接触れることができない状態にして、有害図書類をまとめて陳列すること。

2 有害図書類を陳列する場所には、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧し、若しくは視聴させることができない旨を、見やすいように掲示しなければならない。

(有害ながん具刃物類の指定に係る公示事項)
 第九条 条例第十六条第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 品名
 - (二) 構造
 - (三) 機能
 - (四) 指定の理由
- (図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けに係る届出事項)

第十条 条例第十九条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (二) 自動販売機等の設置場所及びその周辺の区域の状況
 - (三) 自動販売機等の所有者、当該自動販売機等を管理する者及び当該自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (四) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
 - (五) 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けの開始予定年月日
- (図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けに係る届出)

第十一条 条例第十九条第一項の規定による届出は、自動販売機等ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- (一) 自動販売機等により図書類等の販売又は貸付けを行おうとする場合 自動販売機等による販売等届出書（様式第四号）
- (二) 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けの届出に係る事項を変更した場合 自動販売機等による販売等変更届出書（様式第五号）
- (三) 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けをやめた場合 自動販売機等による販売等廃止届出書（様式第六号）

2 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けを行う者と当該自動販売機等の設置場所を提供する者が異なる場合（前項第一号又は第二号に掲げる場合に限る。）にあっては、前項各号に掲げる書類に自動販売機等の設置場所の提供に係る確認書（様式第七号）を添付しなければならない。

3 前二項の書類の提出部数は、正本一部及び写し二部とする。
 (表示票)
 第十二条 条例第十九条第一項の表示票は、大阪府青少年健全育成条例に基づく表示票（様式第八号）とする。

(自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止の適用除外)
 第十三条 条例第二十條第三項第一号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (一) 壁等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない場所に自動販売機等を設置すること。
- (二) 前号の規定により自動販売機等が設置された場所（以下、自動販売機等設置場所」という。）に立ち入った者の状況を、電気通信設備を用いて継続して送信される画像（鮮明なものに限る。）によりモニター画面を通して、自動販売機等設置場所以外の場所（以下、監視所」という。）から常に監視すること。
- (三) 自動販売機等設置場所の入口に、青少年の購入又は借入れを防止する目的で常に監視している旨を、見やすいように掲示すること。
- (四) 当該自動販売機等設置場所に、身分証明書、運転免許証等（以下、「身分証明書等」という。）から写真及び生年月日の情報を読み取り、当該情報を監視所に送信する装置を設置すること。
- (五) 自動販売機等に収納された図書類等の購入又は借入れをしようとする者（以下、「利用者」という。）の当該購入又は借入れの都度、当該利用者若しくは青少年でないか明らかに認められる場合を除き、監視所において第二号の規定による監視をする者（以下、「監視者」という。）が、前号に規定する装置の利用により、モニター画面を通して、当該利用者が青少年でないことの確認を行うこと。
- (六) 青少年でないか確認された利用者が自動販売機等設置場所にいる間に限り、監視者が当該自動販売機等の操作を行うことにより、当該利用者が自動販売機等に収納されている図書

類等の購入又は借入れができるようにすること。

(夜間営業を行う施設への立入り制限の特例)
 第十四条 条例第二十四條第一項第一号の規則で定める場合は、条例第十條第一項第七号に掲げる者の営業の施設において、保護者の委託を受け、又は承諾を得た指導者の監督の下に、青少年がボウリング競技に参加し、又は当該競技のための練習を行う場合とする。

(出会い喫茶等営業の開始の届出)
 第十五条 条例第二十六條第一項の規定による届出は、出会い喫茶等営業開始届出書（様式第九号）を提出して行わなければならない。

2 条例第二十六條第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 営業所の電話番号
 - (二) 営業所において業務を管理する者の氏名、住所、生年月日及び電話番号
 - (三) 営業の方法
 - (四) 営業開始予定日
 - (五) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 第一項の出会い喫茶等営業開始届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (一) 営業所の平面図及び付近の見取図
 - (二) 営業を営もうとする者が個人である場合は住民票の写し（外国人にあっては、外国入登録法（昭和二十七年法律第一二五号）第四条の三第二項に規定する登録原票記載事項証明書。以下同じ。）、法人である場合は登記事項証明書及び代表者の住民票の写し
 - (三) 営業所において業務を管理する者の住民票の写し
 - (四) 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 第一項及び前項の書類の提出部数は、正本一部及び写し二部とする。

(出会い喫茶等営業の変更等の届出)
 第十六条 条例第二十六條第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- (一) 出会い喫茶等営業の届出に係る事項を変更した場合 出会い喫茶等営業変更届出書（様式第十号）
- (二) 出会い喫茶等営業を廃止した場合 出会い喫茶等営業廃止届出書（様式第十一号）

2 前項第一号の出会い喫茶等営業変更届出書には、前条第三項各号に掲げる書類のうち、届出に係る事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

- 3 前二項の書類の提出部数は、正本一部及び写し2部とする。
 (従業者名簿)
 第十七条 条例第三十二条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (一) 性別
 - (二) 採用年月日
 - (三) 従事する業務の内容
 - (四) 退職年月日

- 2 営業者は、従業者名簿を出会い喫茶等営業に係る業務に従事する者が退職した場合においてもその日から三年間保存しなければならない。
- (立入調査を行う者)
 第十八条 条例第四十三条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (一) 知事の事務部局において青少年関係事務を担当する職員のうちから知事が指定する者
 - (二) 大阪府教育委員会の事務局において青少年関係事務を担当する職員のうちから知事が指定する者

(身分証明書)
 第十九条 条例第四十三条第三項の規則で定めるその身分を示す証明書は、身分証明書(様式第十二号)とする。

附則

- (施行期日)
 1 この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する
 (大阪府青少年保護条例施行規則の廃止)
 2 大阪府青少年保護条例施行規則(昭和三十二年大阪府規則第六号)は、廃止する。

附則(平成四年三月二十六日大阪府規則第六号)

- (施行期日)
 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の際現に改正前的大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第八号の規定により交付されている身分証明書は、改正後の大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第八号の規定により交付された身分証明書とみなす。

附則(平成六年七月一日大阪府規則第五十六号)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成九年九月二十四日大阪府規則第七十五号)
 (施行期日)

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附則(平成十二年三月二十四日大阪府規則第七号)
 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成十五年四月三十日大阪府規則第七十七号)
 (施行期日)
 1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則の施行の際改正前的大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第八号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、改正後の大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第九号の規定により交付されたものとみなす。

附則(平成十五年六月二十日大阪府規則第八十四号)
 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

附則(平成十七年十一月十一日大阪府規則第一六七号)

- (施行期日)
 1 この規則は、平成十八年二月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 改正前的大阪府青少年健全育成条例施行規則(以下、「旧規則」という。)の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府青少年健全育成条例施行規則(以下、「新規則」という。)の様式により作成した用紙として使用することができる。
 3 この規則の施行の際旧規則様式第九号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第九号の規定により交付されたものとみなす。

附則(平成十九年十二月二十六日大阪府規則第一一八号)
 この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二十一年二月二十三日大阪府規則第四号)
 この規則は、公布の日から施行する。

様式 略